

## 平成27年度から保育料が変わります

子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、保育料が変わりました。  
変わった点は、以下のとおりです。

- ①子どものための教育・保育給付 支給認定証の保育の必要量欄に記載のある「標準時間」（1日あたり最長で11時間までの保育）と、「短時間」（1日あたり最長で8時間までの保育）の区分によって保育料が異なります。  
※「標準時間」・「短時間」の詳細につきましては、裏面をご覧ください。
- ②保育料算出の基となる税額が、所得税から市民税所得割額に変更となりました。  
また、次のとおり9月に保育料算出の切り替えを行います。

平成27年4月から平成27年8月までの保育料（前期分）

平成26年度市民税額（平成25年中の所得に応じ課税）を基に算出

平成27年9月から平成28年3月までの保育料（後期分）

平成27年度市民税額（平成26年中の所得に応じ課税）を基に算出

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額 (前々年の所得に応じ課税)						当該年度の市民税額 (前年の所得に応じ課税)					

- ③保育料階層が18階層から20階層に再編となり、階層ごとの保育料金が変更されています。詳しくは別添「保育料階層別区分表」をご確認ください。

注：税制度改正に伴う影響を考慮した年少扶養控除廃止前の税額計算は、廃止となりました。

- ④埼玉県多子世帯保育料軽減事業による助成対象の子どもに係る保育料は、当分の間、市が負担します。  
助成対象となる子どもは、兄弟姉妹が同時に保育所や幼稚園に入所（園）していなくても第3子以降の3歳未満児であれば対象となり、保育料は免除されます。

例.) 兄（小5）、姉（小1）、対象子ども（1歳）→対象

姉（中2）、兄（小3）、兄（幼稚園年少）、対象子ども（0歳）→対象

兄（小4）、姉（保育園年長）、対象子ども（3歳）→対象外

〒350-1292

日高市大字南平沢1020番地

日高市役所 子ども福祉課保育担当

## 保育の必要量の認定について

標準時間認定・短時間認定は次のとおりです

A. 保育標準時間認定… 1日あたり最長で11時間の保育

B. 保育短時間認定…… 1日あたり最長で8時間の保育

標準時間・短時間の利用時間のイメージは次のとおりです。

7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
C. 延長保育	A. 標準時間認定での保育時間				C. 延長保育
	延長保育	B. 短時間認定 での保育時間	延長保育		

※この時間は園によって異なる場合があります。

B. 短時間認定の方はA. 標準時間認定の方より、1ヶ月あたりの保育料が安くなっておりますが、Bの時間を超えて利用する場合、延長料金が発生します。料金は保育園に直接お支払いいただきます。また、Cの時間帯の利用につきましても保育標準時間認定・保育短時間認定に関わらず延長料金が発生します。詳しくは園にお問い合わせください。

認定の区分は「入所承諾書」と一緒にお送りした「子どものための教育・保育給付支給認定証」に記載しています。

子どものための教育・保育給付 支給認定証

認定者番号				
児 童	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	平成 年 月 日	性別	
	住所	埼玉県日高市		
保 護 者	氏名			
	生年月日	昭和 年 月 日		
	住所	埼玉県日高市		
支給認定事由	就労、妊娠・出産			
認定年月日	平成27年 4月 1日			
支給認定区分	3号認定子ども	保育の必要量	標準時間	
認定期間	平成27年 4月 1日 から 平成27年 6月 31日 まで有効			
交付年月日	平成27年 2月 12日			

標準時間か、短時間のいずれかが入ります

この決定は入所時の申請（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書）に基づいて行っています。申請時と状況が変わった場合（就労時間の変更・勤務地の変更等）は、認定区分が変わることがありますので、速やかに届出をしてください。